

発注者の皆様へ

屋外作業の夏季料金（熱中症対策加算）導入について

平素は当シルバー人材センターをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当センターでは日頃から就業会員の安全確保と健康管理に努めておりますが、近年の夏季における記録的な猛暑により、屋外での作業環境は過酷になってきています。そこで、会員が安全にかつ質の高い作業を継続するため、誠に恐縮ながら令和8年度より下記の通り「熱中症対策加算」を導入させていただきます。

夏季料金（熱中症対策加算）の内容

1. 対象業務 屋外での草刈り、草取り、剪定、不用品処分、墓清掃等

2. 加算内容 会員業務委託料（会員が手にする報酬）見積額の6%

※ 請求金額は会員業務委託料・熱中症対策加算、センター業務委託料（事務費）、材料費等の合計になります。

3. 適用期間 毎年7月1日～9月30日 作業実施分

4. 導入の背景と目的

- (1) 冷却装備の充実：空調服の導入維持費、塩分タブレット・経口補水液等の購入費用に充当するため。
- (2) 就業会員の確保：屋外作業に従事する会員が年々減少していることを受け、熱中症対策加算により屋外作業の就業意欲を維持する。

また夏季においては、定期的に休憩を取りながらの作業となりますことをご了承下さい。就業会員の安全確保のため、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

公益社団法人伊佐市シルバー人材センター